

平成 27 年度 火力電源入札募集要綱

【 概要版 】

- この資料は、「平成 27 年度 火力電源入札募集要綱」、「別冊 電力受給契約書【標準契約書】」、「提出様式」および「補足説明資料」から主な内容を抜粋して、その概要をご説明させていただくものです。
- なお、当社は自社応札を行う予定としております。

平成 27 年 7 月 28 日



四国電力株式会社

平成 27 年度 火力電源入札募集要綱【概要】

1 入札実施スケジュール

平成 27 年度の入札は、次のスケジュールで実施します。

平成 27 年 3 月 31 日(火)	入札実施の公表（平成 27 年度供給計画）
平成 27 年 4 月 17 日(金)	事前説明会、入札要綱案の公表
平成 27 年 4 月 17 日(金) ～5 月 15 日(金)	入札要綱案に対する提案募集 (RFC : Request for Comments)の受付期間
平成 27 年 6 月 23 日(火)	提案内容に対する回答公表 中立的機関へ入札要綱案を提出
平成 27 年 7 月 28 日(火)	入札説明会、入札募集開始
平成 27 年 11 月 27 日(金)	入札募集締切
平成 28 年 1 月頃	落札候補者の決定 中立的機関へ評価報告書案を提出
平成 28 年 2 月頃	落札者の決定
平成 28 年 4 月頃	落札者と電力受給契約の締結

- ・ 入札実施スケジュールは、変更する場合があります。この場合は、当社ホームページにて、すみやかにお知らせいたします。

2 募集電源の概要

(1) 募集規模

- ・ 募集規模は、50 万キロワットといたします。
- ・ 1 件あたりの応札の規模は、最大 50 万キロワットまでといたします。
- ・ 複数の電源を集約して一体的に供給を行うこと（アグリゲーション）も可能です。

(2) 受給開始時期・受給期間

- ・ 受給開始時期は、平成 34 年 4 月から平成 36 年 6 月の間で設定していただきます。
- ・ 運開時期が異なる発電設備から一体的に受給する場合は、全ての発電設備からの供給が可能となる時点を受給開始時期といたします。
- ・ 受給期間は、15 年を基本とし、10～20 年の範囲で 1 年を単位に応札者に設定していただきます。

(3) 受給最大電力

- ・ 発電設備の点検等の期間を除き、受給期間を通じて常時供給可能な最大電力を受給最大電力といたします。
- ・ 受給最大電力は、送電端の値で、30 分ごとの受給電力の最大値とし、1,000 キロワット以上、1 キロワット単位で応札者に設定していただきます。ただし、当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合は、原則 1,000 キロワット単位といたします。

(4) 年間基準利用率・年間基準電力量

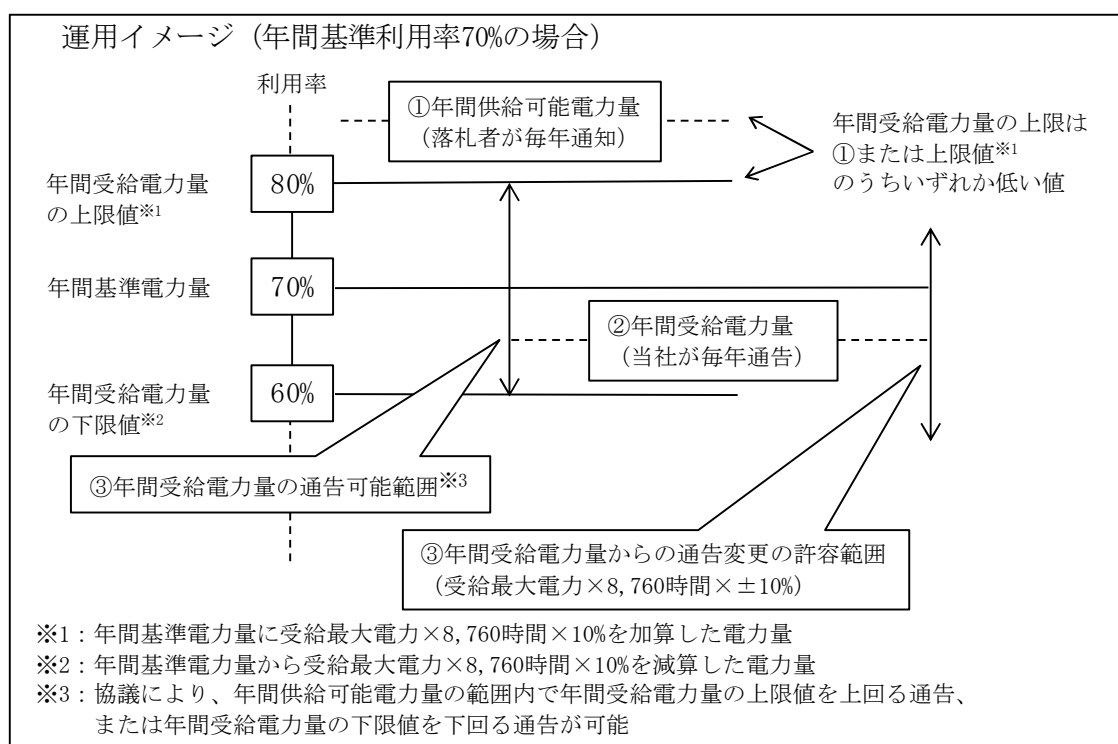
- ・ 年間基準利用率は、65%～75%の範囲とし、1%を単位に設定していただきます。
- ・ 年間基準電力量は、受給最大電力と年間基準利用率にもとづき以下により算定した値といたします。

$$\text{年間基準電力量} = \text{受給最大電力} \times 8,760 \text{ 時間}^* \times \text{年間基準利用率}(\%)$$

※1年に満たない年度の年間基準電力量は、日割計算により算定いたします。

3 発電設備の運用条件

発電設備の運用については、以下を条件といたします。



(1) 発電設備の停止計画の決定

- ・ 落札者は、毎年10月末日まで※に、翌年度以降3年間の発電設備の停止計画を当社に提出していただき、当社は落札者と協議のうえ、12月末日までに、翌年度以降2年間の停止計画について決定いたします。

※ 当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合は、9月末日までといたします。

(2) 年間供給可能電力量 (①) の通知

- ・ 落札者は、受給最大電力に当該年度の年間時間数を乗じて得た電力量から停止計画に伴い減少する電力量を除いた電力量 (年間供給可能電力量) を、翌年度以降3年間について、停止計画の決定後すみやかに当社に通知し、当社の承認を得ていただきます。

(3) 受給パターンの決定および年間受給電力量 (2) の通告

- ・ 当社は、毎年 1 月末日までに、翌年度の各日の受給パターンおよび年間の計画受給電力量（年間受給電力量）を決定し、落札者に通告いたします。
- ・ 年間受給電力量は、次の上限値および下限値の範囲を逸脱しないものとし、かつ、当社が承認した年間供給可能電力量を上回らないものとしたします。

年間受給電力量	上限値 [キロワット時]	年間基準電力量 + (受給最大電力 × 8,760 × 10%) [キロワット時] [キロワット] [時間]
	下限値 [キロワット時]	年間基準電力量 - (受給最大電力 × 8,760 × 10%) [キロワット時] [キロワット] [時間]

- ・ 当社は、年間供給可能電力量の範囲内であれば、落札者と協議のうえ、年間受給電力量の上限値を上回る年間受給電力量を通告することができるものとしたします。
- ・ 当社は、発電設備や電力系統の点検・補修等により、年間受給電力量の下限値以上の電力の受給を行うことができないと判断した場合は、落札者と協議のうえ、当該下限値を下回る年間受給電力量を通告することができるものとしたします。この場合、当社は、落札者に対し当該年間受給電力量の通告を行う理由を説明するものとしたします。
- ・ 当社は、上記により通告した受給パターンおよび年間受給電力量をもとに最新の需給状況等を考慮したうえで、毎月 25 日までに翌月の受給パターンを落札者に通告いたします。
- ・ また、毎週月曜日を**通告期限**とし、翌週分（当該週の土曜日から翌週の金曜日まで）の 30 分毎の受給電力量（**通告電力量**）を落札者に通告いたします。

(4) 通告変更 (3)

- ・ 当社は、需給状況等やむを得ない事由がある場合は、通告期限以降であっても、落札者と協議のうえ、通告電力量を変更できるものとしたします。
- ・ 通告電力量（通告変更した場合は、変更後の値）の年度累計は、次の上限値および下限値の範囲を逸脱しないものとし、かつ、当社が承認した年間供給可能電力量を上回らないものとしたします。ただし、あらかじめ落札者の承諾を得た場合は、この限りではありません。

通告電力量の年度累計	上限値 [キロワット時]	年間受給電力量 + (受給最大電力 × 8,760 × 10%) [キロワット時] [キロワット] [時間]
	下限値 [キロワット時]	年間受給電力量 - (受給最大電力 × 8,760 × 10%) [キロワット時] [キロワット] [時間]

- ・ 当社は、当社の責に帰すべき事由により通告電力量の年度累計が年間受給電力量の下限値を下回った場合は、その下回った範囲において、落札者の発電設備の発電効率の低下に対する補正を行うものとしたします。

4 入札する案件が満たすべき条件

(1) 上限価格

- ・ 入札価格に、潮流改善評価割引額および CO₂ 対策コスト等（当社が最終的な CO₂ 排出係数の調整を行う場合）を考慮した判定価格が、上限価格（当社の自社応札の入札価格から算定する判定価格）以下となる必要があります。
- ・ なお、上限価格は、公表いたしません。

(2) 技術的信頼性

- ・ 応札者が発電実績を有すること、または発電実績を有する者の技術的支援等により、電力供給を継続的に行ううえでの技術的信頼性が確保されている必要があります。

(3) 利用率変動許容性

- ・ 年間受給電力量から、「受給最大電力に 8,760 時間に乗じて得た電力量の±10%」の範囲で調整可能である必要があります。

(4) 遵守すべき法令・基準等

- ・ 発電設備は、電気事業法、計量法および環境関係諸法令等の発電事業に関連する諸法令を遵守している必要があります。

(5) 系統アクセス

- ・ 応札者の発電設備を系統に連系する場合（増出力等で連系内容を変更する場合を含む）は、系統アクセス検討指針等にもとづく接続検討を応札までに終了し、応札者が設定する受給開始日までに営業運転を開始できる見込みである必要があります。
- ・ また、応札に先立ち、接続供給申込み（入札時暫定）を実施していただきます。
- ・ 系統アクセス設備等の建設に関して、必要な工期を確保していただきます。

(6) 電力受給契約書の承認（当社の応札電源が落札した場合を除く）

- ・ 『別冊 電力受給契約書【標準契約書】』の内容を承認していただく必要があります。
- ・ 落札者には、当社と協議のうえ、『別冊 電力受給契約書【標準契約書】』にもとづく契約を締結していただきます。

5 入札価格の算定方法

- ・ 入札価格は、各年の固定費（資本費、運転維持費）と可変費（燃料本体費、燃料調達諸経費）の合計とし、受給期間で均等化した単価を算定していただきます。
- ・ 入札価格の算定にあたっては、固定費、可変費の配分も含め、可能な限り実際のコストにもとづいてください。
- ・ 系統アクセス費用のうち、電源線等工事費（応札者の特定負担分）については、資本費に含めてください。
- ・ 発電設備停止中の所内消費電力は、当社または新電力等からの購入等により、落札者自ら調達していただきますので、その想定費用を運転維持費に含めてください。
- ・ CO₂排出係数は、当社の指定する基準（0.551×10⁻³t-CO₂/kWh）に調整していただ

きます。基準を上回る場合の調整方法として、応札者側で調整する方法を選択される場合は、CO₂対策コストを入札価格に含めてください。なお、当社側で調整する方法を選択される場合は、基準との差異にCO₂価格（2,100円/t-CO₂）を乗じて算定したCO₂対策コストを評価過程で当社が加算いたしますので、入札価格には含めないでください。

- 燃料本体費は、全日本通関CIF価格の平成26年1月から同年12月の実績平均値（下表）を基準に算定するものとし、年間基準電力量にもとづき、毎年同額としてください。

	価格※	統計品目番号
石炭（一般炭）	10,292 円/t	財務省の日本貿易統計「一般炭」 （概況品コード 3010105）
原油（原油・粗油）	69,320 円/kl	財務省の日本貿易統計「原油及び粗油」 （概況品コード 30301）
液化天然ガス	88,705 円/t	財務省の日本貿易統計「液化天然ガス」 （概況品コード 3050103）

※ 平成26年1月から同年12月までの確定値の加重平均値

- 入札価格の算定では、燃料価格や物価等によるエスカレーション補正は行いません。なお、受給開始後の受給料金は、入札時に設定していただいた諸元にもとづき、エスカレーション補正を行います。

6 判定価格および評価価格の算定方法

(1) 判定価格の算定方法

ア 当社系統に直接連系する場合

- 入札価格に、潮流改善評価割引額、CO₂対策コスト（当社が最終的なCO₂排出係数の調整を行う場合）および事業税を考慮したものを判定価格といたします。

$$\text{判定価格 (円/kWh)} = \frac{\text{入札価格} - \text{潮流改善評価割引額} \pm \text{CO}_2 \text{対策コスト (当社が調整する場合)}}{(1 - \text{事業税率})}$$

※ 潮流改善評価割引額は、入札要綱決定時点における当社の託送供給約款[一般電気事業・特定規模電気事業等用]にもとづき、潮流改善評価地域に連系する発電設備について適用いたします。

※ 事業税率は、1.2888%を適用いたします。

イ 当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合

- 入札価格に、CO₂対策コスト（当社が最終的なCO₂排出係数の調整を行う場合）および事業税を考慮したものを判定価格といたします。

$$\text{判定価格 (円/kWh)} = \frac{\text{入札価格} \pm \text{CO}_2 \text{対策コスト (当社が調整する場合)}}{(1 - \text{事業税率})}$$

※ 事業税率は、1.2888%を適用いたします。

(2) 評価価格の算定方法

ア 当社系統に直接連系する場合

- ・ 判定価格に、電源線等以外工事費（一般負担分）を考慮したものを評価価格といたします。

$$\text{評価価格 (円/kWh)} = \text{判定価格} + \text{電源線等以外工事費 (一般負担分)}$$

※ 電源線等以外工事費（一般負担分）の単価は、電源線等以外工事費（一般負担分）の均等化年経費のうち、当社への供給（入札分）に係る金額（全量供給でない場合はキロワット比率で按分した値）を、年間基準電力量で除した値といたします。

イ 当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合

- ・ 判定価格に、振替供給に必要な料金および振替損失率を考慮したものを評価価格といたします。

$$\text{評価価格 (円/kWh)} = \frac{\text{判定価格}}{(1 - \text{振替損失率})} + \text{振替供給に必要な料金}$$

※ 振替供給に必要な料金および振替損失率については、応札する発電設備が立地するエリアごとに定める値を適用いたします。

(3) 判定価格および評価価格算定上の留意事項

- ・ 他の応札者の連系が接続検討の結果に影響する等（以下「状況変化」といいます。）により、電源線等工事費（特定負担分）が変更となる場合は、再算定後の金額にて入札価格の調整を行うこととし、調整後の入札価格にて落札した場合、調整後の入札価格にて契約いたします。
- ・ 状況変化により、電源線等以外工事費（一般負担分）が変更となる場合にも、再算定後の金額にて評価価格を算定いたします。

7 落札候補者および落札者の決定

(1) 総合評価方式による総合ポイントの算定

価格要素および非価格要素をポイント化して評価する総合評価方式により、当社が総合ポイントを算定いたします。

ア 価格要素ポイントの算出

- ・ 評価価格が最も低い応札者を、価格要素ポイントの満点である 80 ポイント（P）とし、以下の算定式にもとづき、各応札者の価格要素ポイントを算出いたします。

$$\text{価格要素ポイント} = \frac{\text{全応札者のうち、最安値の評価価格 (円/kWh)}}{\text{当該応札者の評価価格 (円/kWh)}} \times 80 P$$

イ 非価格要素ポイントの算出

- 非価格要素は、満点を 20 P とし、加点項目および加点条件とその配点は、下表のとおりといたします。

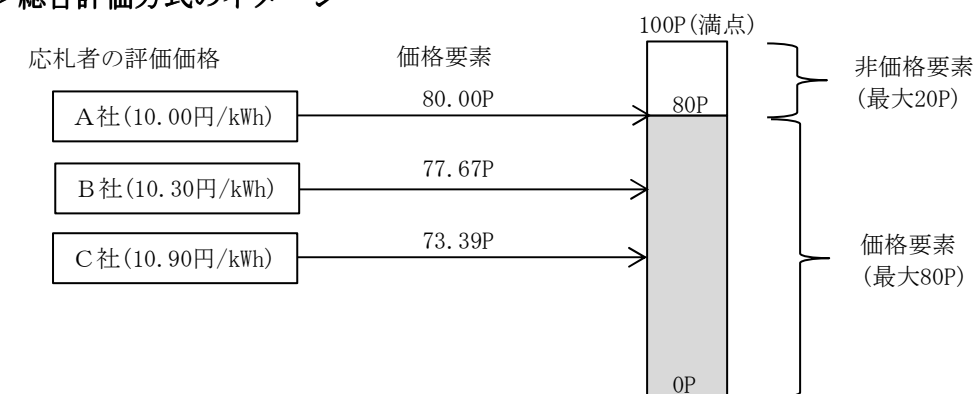
	加点項目	加点条件		配点
1	需給運用の弾力性	起動停止	DSS 機能を有するもの	2
			WSS 機能を有するもの	1
		ガバナフリー、AFC 機能の両方を有するもの		5
		最低負荷	20%以下	1
30%以下	0.5			
2	通告期限の弾力性	受給最大電力の 40% 以下での連続運転が可能で、かつ通告期限が右を満たすもの	OTM 機能を有し、指令に追従できるもの	6
			当日まで変更可能	4
			前日まで変更可能	2
3	利用率変動許容性	利用率変動許容性を ±15% まで許容するもの		2
4	送電端熱効率 (LHV)	熱効率が BAT 基準の(A)+1.0% 以上のもの		2
		熱効率が BAT 基準の(A)相当のもの		1
5	燃料調達の確実性	燃料調達の具体的計画を有しているもの		1
6	環境負荷への配慮	環境負荷の良い燃種 (LNG やバイオマス等) を使用するもの		1
合 計				20 (最大)

ウ 総合ポイントによる評価

- 価格要素ポイントと非価格要素ポイントを加算した総合ポイントの高いものから、順位付けいたします。なお、総合ポイントは、100 P を満点といたします。

<p>総合ポイント (最大 100P)</p> <p>= 価格要素ポイント (最大 80P) + 非価格要素ポイント (最大 20P)</p>

<参考> 総合評価方式のイメージ



【価格要素ポイントの算出】

B社 = 最安値の評価価格 (10.00円/kWh) / B社評価価格 (10.30円/kWh) × 80P = 77.67P

C社 = 最安値の評価価格 (10.00円/kWh) / C社評価価格 (10.90円/kWh) × 80P = 73.39P

(2) 落札候補者の選定

- ・ 総合ポイントが上位の応札者から受給最大電力を累計し、50万キロワットに達する
 応札者までを落札候補者として選定いたします。
- ア 50万キロワットに達する最後の応札者までの受給最大電力の累計量が60万キロワ
 ットを超える場合は、以下により落札候補者を選定いたします。
 - ・ 当社は、50万キロワットに達する最後の応札者に対して、受給最大電力の累計量
 が60万キロワットとなる必要量の入札価格の再算定および非価格要素の再検討
 を依頼いたします。
 - ・ 当該応札者の再算定後の入札価格および非価格要素の結果にもとづき、改めて総
 合ポイントを算定いたします。その後、当該総合ポイントと、当該応札者の次順
 位の応札者の総合ポイントとを比較し、ポイントが高い応札者を落札候補者とし
 て選定いたします。
 - ・ ただし、当該応札者が当社の指定する期日までに再算定後の入札価格等を提出し
 ない場合、当該応札者の次順位の応札者を対象として、落札候補者の選定を行
 います。
 - ・ 当社は、上記の選定方法にもとづき、50万キロワットに達する最後の応札者ま
 での受給最大電力の累計量が60万キロワット以内となるまで、落札候補者の選定
 を行います。
- イ 総合ポイントが同値であった場合は、次の順で評価いたします。

- この
順に
考慮
↓
- ① 価格要素ポイントが高いもの
 - ② 非価格要素「1 需給運用の弾力性」にて、得点が高いもの
 - ③ 非価格要素「2 通告変更期限の弾力性」にて、得点が高いもの
 - ④ 非価格要素「3 利用率変動許容性」にて、得点があるもの
 - ⑤ 非価格要素「4 送電端熱効率」にて、得点が高いもの
 - ⑥ 非価格要素「5 燃料調達の実績」にて、得点があるもの
 - ⑦ 非価格要素「6 環境負荷への配慮」にて、得点があるもの

(3) 落札者の決定

- ・ 落札候補者を決定後、当社は、評価報告書案を中立的機関に提出いたします。その
 うえで、同機関が入札要綱にもとづいた評価が行われていると認めた場合には、落
 札候補者を落札者として決定いたします。

(4) 落札者決定後の手続き

- ・ 落札者決定後、当社は、すべての応札者に結果をお知らせいたします。
- ・ 落札者決定後、当社は、落札者と『別冊 電力受給契約書【標準契約書】』にもとづ
 き、契約の協議を行います。

- ・ 契約締結後、機器調達等に支障をきたすことのない適切な時期に、当社は次の項目を公表いたします。

- ・ 供給を行う事業者名
- ・ 供給を行う場所（住所）
- ・ 受給最大電力
- ・ 受給開始時期
- ・ 年間基準利用率
- ・ 燃料種別
- ・ 契約価格と上限価格の乖離率
（ただし、落札者が1社のみ場合は公表いたしません）

8 受給料金

受給料金は、基本料金と電力量料金の二部料金制とし、入札価格にもとづき算定いたします。

(1) 基本料金

- ・ 基本料金は、落札者が提出した入札価格計算書における各年の固定費（資本費および運転維持費）を基本とし、12で除した月額を毎月お支払いいたします。
- ・ 資本費について、以下の補正を行った場合は、補正後の金額に置き換えます。
 - ア 電源線等工事費（特定負担分）の精算
 - ・ 当社の系統アクセス設備の工事が完了したのち、電源線等工事費の精算（確定精算）が生じた場合、確定精算に伴う各年度の精算額を加減算いたします。
 - イ 土木建築工事費の補正
 - ・ 落札者が、あらかじめ、物価変動による土木建築工事費の補正を希望した場合は、以下の算式にもとづく補正額を加減算いたします。（なお、変動幅が±5%の範囲内の場合は、補正を行いません。）

$$\text{各年の補正額} = \text{各年の土木建築工事費(補正前)} \times \left(\frac{\text{環境影響評価書が確定した月の土木物価指数}}{\text{入札募集受付開始月の土木物価指数}} - 1 \right)$$

- ・ 各年度の運転維持費は、毎年度4月に、入札時に前提とした合成比率*にもとづき、基準となる指標（平成26年度値）と当該年度の指標との変動率にて調整いたします。
 - ※ 「一人あたり雇用者報酬指数（CEI）」、「企業物価指数（CGPI）」、「消費者物価指数（CPI）」、「変動なし」の4つの指標における適用比率

(2) 電力量料金

- ・ 電力量料金は、各月の実績受給電力量の合計に、電力量料金単価（燃料本体費単価および燃料調達諸経費単価の合計）を乗じた金額を、毎月お支払いいたします。
- ・ 燃料本体費単価は、入札時に前提とした「石炭」、「原油」、「液化天然ガス」の合成比率にもとづき、貿易統計におけるCIF価格の変動率にて調整いたします。
- ・ 燃料調達諸経費単価は、前記の運転維持費と同様の調整を行います。

(3) 発電停止時等のペナルティについて

ア 通告超過電力量に対する電力量料金の減額

- ・ 落札者が当社に供給した 30 分ごとの受給電力量（以下「**実績受給電力量**」といいます。）が、通告電力量の 103%を上回った場合は、その上回った電力量を**通告超過電力量**として、当該月の通告超過電力量合計に当該月の電力量料金単価の 2 分の 1 を乗じた金額を、その月の電力量料金から減額いたします。

イ 通告未達電力量に対する基本料金の減額

- ・ 実績受給電力量が、通告電力量の 97%を下回った場合は、その下回った電力量を**通告未達電力量**として、次の算式によって算出された金額を、その月の基本料金から減額いたします。

$$\frac{\text{当該年度の基本料金（年額）}}{\text{当該年度の年間受給電力量}} \times 2 \times \text{当該月の通告未達電力量合計}$$

ウ 停電電力量に対する基本料金の減額

- ・ 落札者の供給設備の事故等により、落札者があらかじめ当社と協議しないで電力の供給の全部または一部を停止した場合、その停止期間において、供給を停止した時刻から 2 時間を限度に、停止の発生時点に通告されていた通告電力量から実績受給電力量を差し引いた電力量を**停電電力量**として、次の算式によって算出された金額を、その月の基本料金から減額いたします。

$$\frac{\text{当該年度の基本料金（年額）}}{\text{当該年度の年間受給電力量}} \times 2 \times \text{当該月の停電電力量合計}$$

エ 超過停止電力量に対する基本料金の減額

- ・ 落札者の供給設備の事故、または停止計画における点検・補修日数の超過等によって、落札者が電力の供給の全部または一部を停止した場合、その停止期間において、停止の発生時点に通告されていた通告電力量から実績受給電力量と停電電力量を差し引いた電力量を**停止電力量**といたします。
- ・ 当該年度の停止電力量の累計が、年間許容停止電力量（年間基準電力量×3%）を超過した場合、その超過した電力量を**超過停止電力量**として、次の算式によって算出された金額を、当該年度最終月の基本料金から減額いたします。

$$\frac{\text{当該年度の基本料金（年額）}}{\text{当該年度の年間受給電力量}} \times \text{超過停止電力量}$$

オ 当社の通告不足に対する補償

- ・ 当社の責に帰すべき事由により、通告電力量の年度累計が下限値（年間受給電力量－受給最大電力×8,760 時間×10%）を下回った場合、当社は、その下回った電力量に、当該年度最終月の電力量料金単価の 2 分の 1 を乗じて得た金額を年間受給電力量通告未達に対する補償金として、当該年度最終月の電力量料金に加算して支払います。

(4) 受給料金における CO₂排出係数の取扱い

- ・ 落札者には、毎年度のCO₂排出係数の実績（**実績排出係数**）を当社に報告のうえ、応札時に選択したCO₂排出係数の調整方法にもとづき、以下のとおり調整していただきます。

ア 当社が最終的なCO₂排出係数の調整を行う場合

- ・ 実績排出係数は、応札時に提出した排出係数（**契約排出係数**）を超過しないものとし、超過した場合には、次の①または②のいずれかを選択していただきます。
 - ① 炭素クレジットを調達すること等によって実績排出係数を契約排出係数と同一になるように調整する。
 - ② 当該差分に当該年度の受給電力量および炭素クレジットの市場価格を乗じて得た金額を、当該年度の翌年度最終月の基本料金から減額する。

イ 落札者が最終的なCO₂排出係数の調整を行う場合

- ・ 調整後排出係数が、当社の指定する基準（ $0.551 \times 10^{-3} \text{t-CO}_2/\text{kWh}$ ）を上回る場合は、当該差分に当該年度の受給電力量および炭素クレジットの市場価格を乗じて得た金額を、当該年度の翌年度最終月の基本料金から減額いたします。

9 その他の契約条件

(1) 試運転電力

- ・ 原則として、当社が電力量料金単価で購入いたします。

(2) 発電余力の活用

- ・ 当社の通告電力量（30分値）が、受給最大電力を2で除した値に相当する電力量を下回る場合（給電指令により出力抑制する場合を除きます。）は、落札者は、その差分について、発電余力として、当社以外の第三者に販売することができます。

(3) 契約保証金

- ・ 落札者には、受給開始に至るまでの契約履行の担保として、契約締結後30日以内に、次の契約保証金を当社に預託していただきます。

契約保証金 [円]	入札価格 [円/kWh] × 年間基準電力量 [kWh] × 10%
--------------	------------------------------------

- ・ なお、当社の指定する金融機関が発行する保証書等を当社に提出することにより、契約保証金の預託に代えることができます。

(4) 連帯保証

- ・ 当社との間で契約を締結する相手方（契約の承継者を含む）が、電力供給を行うことを目的に設立された子会社、合弁会社等である場合は、その出資者である事業者が連帯保証を負うこととし、「連帯保証状」を提出していただきます。なお、落札者からの申し出がある場合は、当社は落札者の会社形態・出資形態などの個別事由を確認させていただいたうえで、財務基盤が確かな主たる出資者が連帯保証することを前提に、連帯保証する出資者の範囲を落札者と協議いたします。（この場合には、すべての出資者の連帯保証は必要といたしません。）
- ・ また、落札者から連帯保証と同様に契約履行を担保できる提案がある場合、当社は、当該提案について落札者と協議いたします。

(5) 受給開始日の変更

- ・ 契約締結後に、受給開始日を変更する必要がある場合は、文書をもって相手方に対して変更の申し出を行い、新たな受給開始日について協議できるものといたします。ただし、1年を超える繰り延べはできないものといたします。

(6) 受給開始遅延時の補償

- ・ 受給開始日が遅延した場合、帰責者は、相手方に対して、次の算式によって算出された金額を遅延補償金として支払うものといたします。

受給開始遅延補償金 [円]	上記（3）に記載の契約保証金 [円] ÷ 365 [日] × 遅延した日数 [日]
------------------	--

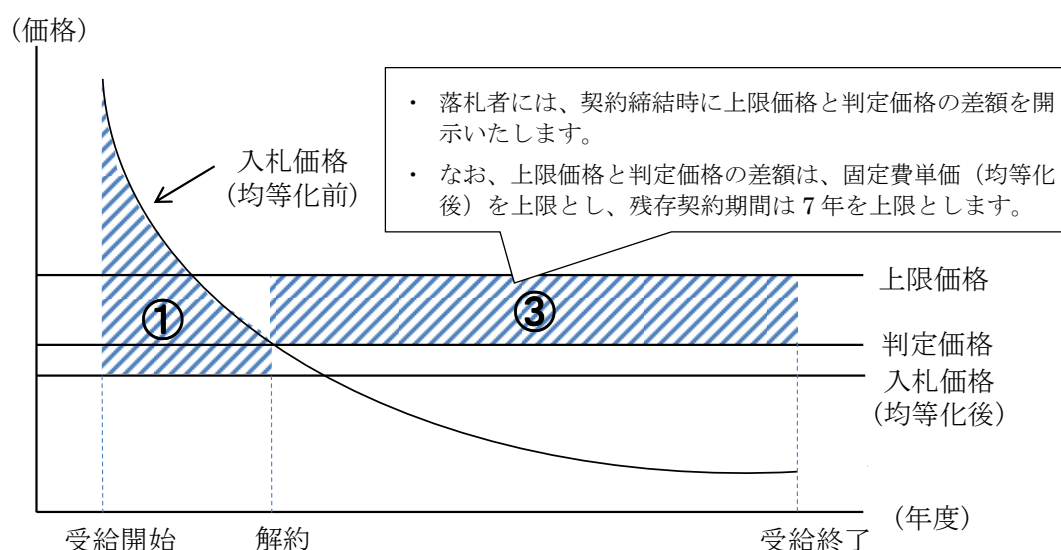
(7) 契約の解除

- 相手方が契約に定める規定を遵守することを著しく怠り、相手方へ催告したにもかかわらず、30日を経過しても改善されなかった場合、落札者または当社は、契約を解除することができるものといたします。
- 落札者または当社の責に帰すべき事由により、契約を解除された場合、下表のとおり、相手方に補償を行うものといたします。

解除時期	補償内容	
	落札者に責がある場合	当社に責がある場合
受給開始前	① 契約保証金に相当する金額 ② 当社の系統アクセス設備の建設工事費および撤去費用の実費	① 契約保証金の返還 ② 契約保証金に相当する金額 ③ 落札者の供給設備の建設工事費および撤去費用の実費
受給開始後	① 受給開始から解約時点までの入札価格（均等化前）と入札価格（受給期間で均等化した価格）の差額精算 ② 系統アクセス設備の残存価額および撤去費用の実費 ③ 上限価格と判定価格の差額の残存契約期間に対応する金額	① 通常生ずべき損失（逸失利益を含む）

- 契約の解除条件および補償内容の詳細は、『別冊 電力受給契約書【標準契約書】』を参照してください。

【受給開始後の補償内容（落札者に責がある場合）のイメージ】



(8) 受給期間満了後の取扱い

- 当社または落札者が受給期間満了日の3年前までに文書をもって相手方に契約の延長を申し出た場合、相手方は特別な事情がない限り、その申し出に応じて契約延長の協議を行うものといたします。
- 落札者は、受給期間満了以降、この契約に係る電力の全部または一部を当社以外の第三者へ販売することができるものといたします。

(9) 計量器等の取扱い

- ・ 計量器、その他計量に必要な付属装置等および給電指令上必要な通信設備等は、原則として当社の所有とし、当社で取り付けます。この場合、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として落札者から申し受けます。
- ・ 当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合は、当該一般電気事業者の託送供給約款等に従ってください。

10 応募方法

- ・ 提出書類 : 入札申込書および添付書類 (3部: 本書1部、写し2部)
- ・ 提出方法 : 入札書類は部単位にまとめ、一式を封緘、封印のうえ持参してください。
- ・ 提出場所 : 香川県高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社 お客さま本部 営業部 受給グループ「火力電源入札」係
- ・ 募集期間 : 平成27年7月28日(火)から平成27年11月27日(金)午前12時

以 上



四国電力株式会社

お客さま本部 営業部
受給グループ「火力電源入札」係
〒760-8573 香川県高松市丸の内2番5号
電話：087-821-5061（代表）

お問い合わせは当社ホームページよりお願いいたします。

【火力電源入札専用サイト】

<http://www.yonden.co.jp/business/dealing/thermal/index.html>